

市政記者クラブ 様

財政局税務部税制課 (定額減税補足給付金担当)

担当：溝口 TEL：052-972-2331

令和 7 年度定額減税補足給付金 (不足額給付) の支給について

令和 6 年度の定額減税補足給付金 (調整給付) の支給額に不足が生じた方等へ下記のとおり令和 7 年度定額減税補足給付金 (不足額給付) を支給いたします。

記

1 支給対象者及び支給額 (基準日：令和 7 年 6 月 2 日)

次の 2 つに分類され、対象者や支給額が異なります。

| 区分 | 不足額給付 I | 不足額給付 II |
|-----|---------------------------------------|---|
| 対象者 | 令和 6 年度の定額減税補足給付金 (調整給付) の支給額に不足が生じた方 | 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方 |
| 支給額 | 不足する金額 (1 万円単位で支給) | 原則 4 万円 |

2 支給方法等

口座情報を事前に確認できたか否かで、次の 2 つに分類されます。

| 区分 | プッシュ形式 (口座情報を事前に確認できた方) | 申請書形式 (口座情報を事前に確認できなかった方) |
|-------|------------------------------------|---|
| 概要 | 対象者あてに「支給のお知らせ」を送付し、変更がなければ手続不要で振込 | 対象者あてに「申請書」が同封されたお知らせ文書を送付し、必要事項を記入して返信後に振込 |
| 発送日 | 令和 7 年 7 月 3 日 (木) | 令和 7 年 7 月 17 日 (木) |
| 支給開始日 | 令和 7 年 8 月 4 日 (月) | 申請書の返信後 1 ~ 2 か月程度 |
| 申請期限 | 令和 7 年 10 月 31 日 (金) 消印有効 | |

3 名古屋市緊急支援給付金コールセンター (給付金に関するお問い合わせ先)

| | |
|------|--|
| 設置期間 | 令和 7 年 7 月 1 日 (火) ~ 令和 8 年 3 月 31 日 (火) |
| 電話番号 | 050-3135-3260 |
| 受付時間 | 平日のみ 午前 9 時 ~ 午後 5 時 |

(参考) 給付金・定額減税一体措置における本市の給付金事業まとめ

| 区分 【対象世帯等】 | 申請期限 | 支給額 |
|--|------------|-------------------------|
| 令和5年度住民税非課税世帯向け緊急支援給付金 (2回目) 【令和5年度住民税非課税世帯】 | 令和6年2月29日 | 7万円 |
| 令和5年度春の緊急支援給付金 【令和5年度住民税均等割のみ課税世帯】 | 令和6年5月17日 | 10万円 |
| 令和6年度夏の緊急支援給付金 【令和6年度新たに住民税非課税となる世帯】 【令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯】 | 令和6年10月31日 | 10万円 |
| 令和6年度定額減税補足給付金(調整給付) 【定額減税の対象であるが、定額減税しきれないと見込まれる方】 | 令和6年10月31日 | 減税額を控除しきれない額 (1万円単位) |
| 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付) 【令和6年度の定額減税補足給付金(調整給付)の支給額に不足が生じた方等】 | 令和7年10月31日 | 不足する額等 (1万円単位) |

今
回
分

物価高への
暮らし支援

令和7年度 不足額給付

定額減税補足給付金

| | | |
|---------------|-------------------------------------|---|
| 不足額給付Ⅰ (※) | 対象者 | 令和6年度の定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じた方 |
| | 支給額 | 本来給付すべき所要額と令和6年度の定額減税補足給付金（調整給付）の支給額の差額 |
| 不足額給付Ⅱ (※) | 対象者 | 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方 |
| | 支給額 | 原則4万円 |
| 申請期限 | 令和7年10月31日(金)まで 当日消印有効 | |

(※) 詳細は市公式ウェブサイト(下のQRコード)を参照

対象となる方には以下のいずれかの書類をお送りします。

| 書類(※) | 発送日 | 振込予定日 |
|---------|-----------|------------|
| 支給のお知らせ | 令和7年7月3日 | 令和7年8月4日 |
| 申請書 | 令和7年7月17日 | 返信後1~2か月程度 |

(※) 令和6年中に名古屋市に転入した方、事業専従者などで、支給対象にもかかわらず8月下旬ごろまでに書類が届かない方は、コールセンターにご連絡ください。



名古屋市緊急支援給付金コールセンター

受付時間(平日のみ)

9:00~
17:00

TEL 050-3135-3260 FAX 052-228-2774



間違い電話が発生しておりますので、電話番号をよくご確認ください。おかけ間違いのないようご注意ください。また、お問い合わせが集中し、コールセンターにつながりにくい場合があります。その場合はお手数をおかけしますが、時間等を変えておかけ直してください。

緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



◀市公式ウェブサイトはこちらから

名古屋市不足額給付

検索

名古屋市

支給までの主な流れ

① 名古屋市

氏名・住所を記載した申請書等を、支給対象者に送付



② 「支給のお知らせ」が届いた場合

内容の変更がなければ**手続き不要**
※口座変更や辞退があれば、コールセンターへお申出ください

② 「申請書」が届いた場合

申請書に必要な事項を記入し、郵送で提出
※**電子申請による手続きもできます**



③ 名古屋市

内容に変更がない場合、お知らせ記載の日に口座振込



③ 名古屋市

審査のうえ、口座振込後、「振込完了のお知らせ」を送付



○電子申請をご利用ください。

申請のお手続きはこちらから▶



紙の申請書に比べて電子申請の方が早期での支給が可能ですので、ご利用ください。
※代理受給を希望される場合は、電子申請をご利用できません。

対象となる方のイメージ

不足額給付Ⅰ

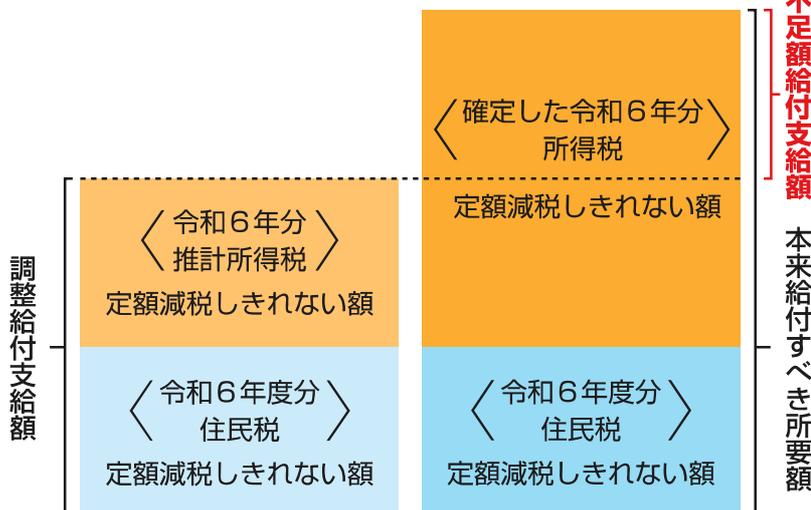
「本来給付すべき所要額 > 調整給付支給額」に
(令和7年度計算) (令和6年度支給)
該当する方に差額を支給

令和6年度調整給付

令和5年分の所得等から令和6年分の所得税額等を推計して計算

令和7年度不足額給付

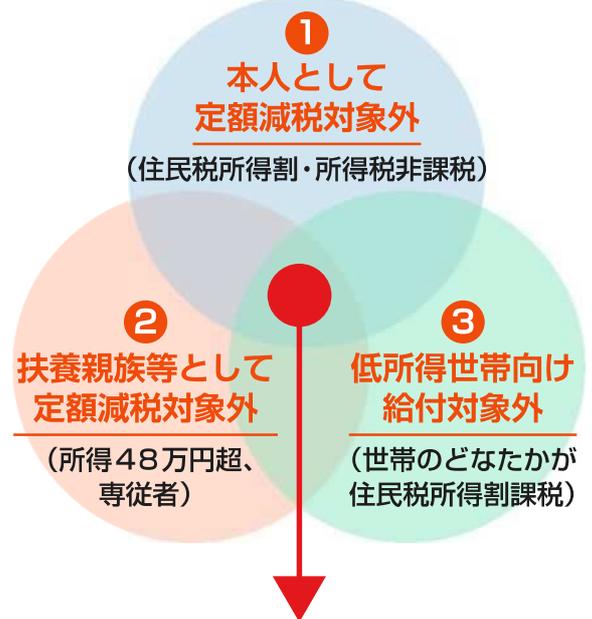
確定した令和6年分の所得税額等を用いて計算



※定額減税しきれない額とは…
定額減税可能額 - 所得税額 (または住民税所得割額)

不足額給付Ⅱ

合計所得金額48万円超、事業専従者などの支給要件を満たす方



**いずれも対象外の方に
原則4万円支給**